

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(公共工事)

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別(総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	備考
令和7年度 関東地方整備局管内港湾等技術審査補助業務 R7.4.1 ～ R9.3.26 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 森 信哉 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R7.4.1	(一財)港湾空港総合技術センター 東京都千代田区霞が関3-3-1	5010005002705	一般競争入札 (総合評価)	22,869,000	21,120,000	92.35%	
令和7年度 水中部施工状況確認業務 R7.4.1 ～ R8.3.31 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 森 信哉 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R7.4.1	(一社)日本潜水協会 東京都港区新橋3-4-10	2010405001061	一般競争入札 (総合評価)	9,966,000	9,900,000	99.33%	
令和7年度 港湾・空港整備等に係る沿岸気象海象情報の予測情報等提供業務 R7.4.1 ～ R8.3.31 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 森 信哉 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R7.4.1	(一財)沿岸技術研究センター 東京都港区西新橋1-14-2	2010005018571	一般競争入札 (総合評価)	61,721,000	61,380,000	99.44%	
令和7年度 船舶機械技術資料作成業務 R7.4.1 ～ R8.3.27 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 森 信哉 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R7.4.1	(一財)港湾空港総合技術センター 東京都千代田区霞が関3-3-1	5010005002705	一般競争入札 (総合評価)	25,377,000	23,430,000	92.32%	
令和7年度 港湾及び空港における工事安全推進業務 R7.4.1 ～ R8.2.27 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 森 信哉 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R7.4.1	(特非)みなとサポート 神奈川県横浜市中区海岸通3-12-1	9020005005091	一般競争入札 (総合評価)	4,851,000	4,851,000	100.00%	
令和7年度 船舶機械施工確認業務 R7.4.8 ～ R8.3.24 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 森 信哉 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R7.4.8	(株)ボルテック 東京都中央区京橋1-5-8	5010401047320	一般競争入札 (総合評価)	14,476,000	13,750,000	94.98%	
令和7年度 建設資材等価格調査 R7.4.11 ～ R8.3.27 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 森 信哉 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R7.4.11	(一財)経済調査会 東京都港区新橋6-17-15	1010005002667	一般競争入札 (総合評価)	36,146,000	35,420,000	97.99%	
令和7年度 川崎港臨港道路東扇島水江町線水江町アプローチ部橋梁下部工事 川崎市川崎区水江町 R7.4.22 ～ R8.12.28 空港等土木工事	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 森 信哉 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R7.4.22	五洋建設(株) 東京土木支店 東京都文京区後楽2-6-1	1010001000006	一般競争入札 (総合評価)	3,217,555,000	2,962,300,000	92.06%	
令和7年度 川崎港臨港道路東扇島水江町線水江町アプローチ部上部工事 川崎市川崎区水江町 R7.4.24 ～ R9.8.31 港湾等鋼構造物工事	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 森 信哉 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R7.4.24	JFEエンジニアリング(株) 橋梁事業部 東京都千代田区内幸町2-2-3	8010001008843	一般競争入札 (総合評価)	8,185,562,000	7,538,300,000	92.09%	
令和7年度 横浜港新本牧地区中仕切堤海上地盤改良工事 横浜市中区本牧ふ頭地先 R7.5.16 ～ R8.9.30 港湾土木工事	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 森 信哉 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R7.5.16	東亜・みらい・不動産トラ特定建設工事共同企業体 代表者 東亜建設工業(株)横浜支店 神奈川県横浜市中区太田町1-15	—	一般競争入札 (総合評価)	4,081,121,000	3,745,500,000	91.77%	

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(公共工事)

[illegible]

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)

[illegible]

令和 7 年 度

随 意 契 約 理 由 書

件名：情報通信技術等を活用したコンテナ輸送効率化にかかるシステム改修及び検討業務

本業務は、下記の理由により、令和7年度 情報通信技術等を活用したコンテナ輸送効率化にかかるシステム改修及び検討業務 中央復建・三井 E&S 設計共同体と随意契約する。

本業務は、関東地方整備局が構築した CONPAS の高度化に向けた CONPAS の改修、運用及び検討を行うものである。

CONPAS は、国際コンテナ戦略港湾の競争力強化を図るため、Cyber Port 及び出入管理情報システムと連携し、遠隔・非接触の情報入力・確認により効率的なコンテナ搬出入の実現に向け、セキュリティを確保した非接触型のデジタル物流システムの構築のためのツールである。各ターミナルにおいて効率的なデジタル物流システムを実現するためには、ターミナル毎の特性や運用方法の現状を十分に把握・理解した上で、CONPAS 導入による効果を見据えて段階的に試験運用を行い、試験運用で確認した課題をもとに CONPAS システムを改修し高度化を進める必要がある。さらに、事業者への CONPAS 利用促進にあたっては、これまでの本格運用及び試験運用を通じて得られた知見や利用者の意見をふまえ、CONPAS 導入による効果を可視化しコンテナ搬出入手続・作業の効率化を享受できる機能や運用を提供するための検討が必要であり、これら業務一連のプロセスを実施するためには、港湾におけるコンテナ物流に関する高度な専門的知識が必要である。

よって、港湾におけるコンテナ物流に関する高度な専門的知見を有する者から、「CONPAS 導入による効果を可視化し利用を促進するうえでの着眼点」について、公募型プロポーザル方式により技術提案を求めた。

その結果、優れた技術提案を行った令和7年度 情報通信技術等を活用したコンテナ輸送効率化にかかるシステム改修及び検討業務 中央復建・三井 E&S 設計共同体が本業務を円滑かつ適切に実施できるものと判断し、契約先に特定した。

よって、会計法第29条の3第4項に基づき、令和7年度 情報通信技術等を活用したコンテナ輸送効率化にかかるシステム改修及び検討業務 中央復建・三井 E&S 設計共同体と随意契約するものである。

令和 7 年度

東京空港

随意契約理由書

件名：令和 7 年度 東京国際空港D滑走路維持管理等工事

本工事は、下記の理由により、鹿島・あおみ・大林・五洋・清水・日鉄エンジ・JFEエンジ・大成・東亜・東洋・西松・前田・MMB・みらい・若築異工種建設工事共同企業体（以下、「鹿島JV」という）と随意契約する。

記

東京国際空港D滑走路建設外工事（以下、「D滑走路工事」という）の工事目的物は、設計供用期間を100年とし、空港島本体に鋼材を本格導入した我が国初となる埋立・栈橋のハイブリッド構造である。このため、施工はもちろんのこと維持管理の確実な実行が必要とされ、D滑走路工事の入札においては総合評価落札方式を採用し、設計施工費用に維持管理費を加えた額を入札条件に落札者を決定するとともに、工事完成後の維持管理を確実に担保させるため、工事請負契約書に設けた特則条項において「技術的競争性がない等の発注者の判断および国会の議決にもとづいてなされる発注者の請求を停止条件」とする旨を規定しており、維持管理を重要視したものとしている。

よって、今回、維持管理等工事に係る契約を締結するに当たり、現時点での「技術的競争性がない」ことを以下のとおり検証した結果、現段階においても、D滑走路工事の受注者であった鹿島建設株式会社他14社で構成される鹿島JVのみが本件維持管理等工事を的確かつ円滑に実施できる唯一の者であると認められることから、「技術的競争性はない」と判断できる。

○必要となる維持管理は、滑走路等における定期的な点検（目視観測、路面測定等）はもとより、沈下管理やひずみ計、傾斜計等による動態観測、鋼材の肉厚測定、電気防食の電位測定、栈橋内部の湿度管理等に対しても常時確認することを要するが、これには設計・施工時の経験を踏まえた高い技術力が必要となること。

○特に、埋立・栈橋接続部の維持管理は、埋立側背面の沈下が滑走路等の段差、不陸、目開き等の路面変状に直結し、航空機の運用に重大な影響を及ぼすため、これら変状の点検・計測とともに、設計・施工時に設定した判断基準（予測経年変形量等）との照合を含めた総合的な予見能力が求められる。なお、点検・計測の結果を踏まえた判断基準との照合は、構造形式や部材特性等も踏まえ、鹿島JVが構築した総合的維持管理システムを用いることで確実な実行が見込まれる。

○鋼部材の防食機能保持のためのチタン製カバープレート、接続部や連絡誘導路の伸縮装置、海生生物付着による劣化の軽減を考慮したステンレスライニング等、最先端の特殊部材を多数採用したが、これらの維持・補修や交換にあたっては、設計・施工段階の経験に基づく専門知識や技術が不可欠となる。

○より実態に則した維持管理とするためには、必要に応じて維持管理計画を見直す必要があるが、この場合も設計・施工段階の知見が重要な要素となる。

また、D滑走路工事では、契約締結前から学識経験者による第三者委員会（技術検討委員会、コスト削減委員会）を組織しているが、いずれの委員会からも「現段階における維持管理を第三者が実施することは、瑕疵担保や技術的な問題を含めて、相当なリスクを背負うことになる。」、「当初段階から本体工事の施工者以外の者を想定した一般競争による契約方式では、発注者側に求められる責任やリスクが格段に大きくなる。」といった意見提示がなされ、「維持管理契約については、鹿島JVと契約することが適切である。」との結論を得ているところである。

以上のことから、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、鹿島JVと随意契約を行うものである。

令和7年度随意契約理由書

件名：令和7年度 東京湾水環境再生計画推進方策検討業務

本件は、下記の理由により令和7年度東京湾水環境再生計画推進方策検討業務みなと総研・日本港湾コンサルタント設計共同体と随意契約する。

本業務は、東京湾水環境再生計画（関東地方整備局策定）の推進を目的とし、関係する施策の実施に向けた調査検討を行うものである。

国土交通省では、CO2の吸収や水質浄化、生物多様性による豊かな海の実現を目指し、ブルーインフラ（藻場・干潟及び生物共生型港湾構造物）拡大プロジェクトを進めることとしている。今後、ブルーインフラ拡大プロジェクトを進めるためには、国以外の地方自治体や民間事業者がブルーインフラの必要性を認識し、積極的に整備に取り組めるよう、施策を展開していく必要がある。

東京湾内では、高度成長期に整備された港湾施設が多く、老朽化が進行している。また、臨海部立地企業の事業形態の変化等により、民有施設の利用形態の見直しも進みつつある。

今後、港湾管理者や民間事業者が所有する施設の改良や新規整備等の機会をとらえ、ブルーインフラの整備・導入を促進していくことが求められるため、東京湾におけるブルーインフラの拡大を図ることを目的とし、専門的かつ高度な知識、経験が必要であることから、簡易公募型プロポーザル方式により、以下の特定テーマについて技術提案を求めた。

- ・港湾管理者及び民間事業者を対象とし、ブルーインフラとしての改良・整備を行う意向を確認するためのアンケート調査票を作成するうえでの着目点

その結果、優れた技術提案を行った令和7年度東京湾水環境再生計画推進方策検討業務みなと総研・日本港湾コンサルタント設計共同体を特定した。過去の同種業務における業務実績及び今回の技術提案の内容から総合的に判断し、令和7年度東京湾水環境再生計画推進方策検討業務みなと総研・日本港湾コンサルタント設計共同体が本業務を円滑かつ適切に実施できるものと思料される。

よって、会計法第29条の3第4項に基づき、令和7年度東京湾水環境再生計画推進方策検討業務みなと総研・日本港湾コンサルタント設計共同体と随意契約するものである。

随 意 契 約 理 由 書

件名：京浜港におけるコンテナターミナル一体利用に向けた施設検討等業務

本業務は、下記の理由により、令和 7 年度京浜港におけるコンテナターミナル一体利用に向けた施設検討等業務みなと総研・日本港湾コンサルタント設計共同体と随意契約する。

本業務は、国際コンテナ戦略港湾である京浜港において、円滑な積み替え機能の確保による集貨を促進するため、コンテナターミナルの一体利用に向けた施設検討を行うとともに、異なるターミナル間でのコンテナ輸送に係る実証事業等を行うものである。

本業務の遂行にあたっては、横浜港本牧ふ頭の全体最適を目的とした高度な数値シミュレーション技術を有するとともに、アライアンス再編が進む外航航路や船員法改正に伴う内航海運の現状、及び一体的な運用を推進する国内外のコンテナターミナルの動向等、海上コンテナ物流に関する総合的かつ最新の知見を有していることが必要である。

これらから、本業務の実施にあたり、「コンテナターミナル等においてシミュレーションによる施設配置の検証を行う上での着眼点」について、簡易公募型プロポーザル方式により技術提案を求めた。

その結果、優れた技術提案を行った令和 7 年度京浜港におけるコンテナターミナル一体利用に向けた施設検討等業務みなと総研・日本港湾コンサルタント設計共同体が本業務を円滑かつ適切に実施できるものと判断し、契約先に特定した。

よって、会計法第 29 条の 3 第 4 項に基づき、令和 7 年度京浜港におけるコンテナターミナル一体利用に向けた施設検討等業務みなと総研・日本港湾コンサルタント設計共同体と随意契約するものである。

随 意 契 約 理 由 書

件名：京浜港コンテナターミナルにおける効率的な海上コンテナ搬出入実証及び検討業務

本業務は、下記の理由により、令和 7 年度 京浜港コンテナターミナルにおける効率的な海上コンテナ搬出入実証及び検討業務 中央復建・三井 E & S 設計共同体と随意契約する。

本業務は、COMPAS と連携しオンシャーシデポを活用したコンテナターミナルへの効率的な搬出入について、導入に向けた現地実証等を行うものである。

本業務の遂行にあたっては、コンテナターミナルの特性や取り巻く状況等を十分に把握するとともに、ターミナルへの搬出入及び荷主間の輸送等、コンテナ物流に関する総合的かつ最新の知見を有していることが必要である。

これらから、本業務の実施にあたり、「コンテナターミナルへの効率的な搬出入に係る現地実証について、効果検証を行う上での着眼点」について、簡易公募型プロポーザル方式により技術提案を求めた。

その結果、優れた技術提案を行った令和 7 年度 京浜港コンテナターミナルにおける効率的な海上コンテナ搬出入実証及び検討業務 中央復建・三井 E & S 設計共同体が本業務を円滑かつ適切に実施できるものと判断し、契約先に特定した。

よって、会計法第 29 条の 3 第 4 項に基づき、令和 7 年度 京浜港コンテナターミナルにおける効率的な海上コンテナ搬出入実証及び検討業務 中央復建・三井 E & S 設計共同体と随意契約するものである。

令和 7 年 度随 意 契 約 理 由 書

件名：令和 7 年度 東京湾水環境再生計画に係る底質改善方策検討業務

本件は、下記の理由により一般社団法人 水底質浄化技術協会と随意契約する。

本業務は、「東京湾水環境再生計画（令和 7 年 3 月改定、関東地方整備局）」の着実な実行に向けて、水環境に大きな影響を与える赤潮・貧酸素水塊・青潮等の抑制に寄与する底質の改善方策について調査・検討を行うものである。

海底耕耘は、干潟等における底質改善や底生生物を回復させる伝統的な手法として知られている。また、赤潮における有害プランクトンの発生抑制、底質改善による貧酸素抑制手法の一つとしても期待されている。

しかしながら、データの蓄積が十分ではないことなどから、その効果を定量的に評価する手法は確立されていない。

東京湾においても、実施されているところ、その目的や効果は、実施位置の底質の状況等によって異なるものと想定される。

そこで、本業務では、海底耕耘の適用性や期待される効果、評価手法および予測手法について、簡易公募型プロポーザル方式により、以下の特定テーマについて技術提案を求めた。

・東京湾内の底質の類型を踏まえて、海底耕耘の適用性や期待される効果、評価手法および予測手法について、検討を行ううえでの着目点

その結果、優れた技術提案を行った一般社団法人 水底質浄化技術協会を特定した。過去の同種業務における業務実績及び今回の技術提案の内容から総合的に判断し、一般社団法人 水底質浄化技術協会が本業務を円滑かつ適切に実施できるものと思料される。

よって、会計法第 29 条の 3 第 4 項に基づき、一般社団法人 水底質浄化技術協会と随意契約するものである。

令和 7 年度

随 意 契 約 理 由 書

件名：令和7年度

関東地方整備局における小型船舶等を活用した災害対応方策検討業務

本業務は、下記の理由により、一般社団法人日本マリーナ・ビーチ協会と随意契約する。

記

本業務は、令和6年1月1日に石川県能登地方で発生した能登半島地震において、海上からの災害支援活動が重要な手段となったことを踏まえ、関東地方において地震が発生した場合を想定し、茨城県内の重要港湾並びに地方港湾、マリーナ及び漁港（以下「地方港湾等」という。）において、小型船舶及び関東地方整備局が所有する船舶を災害支援活動に活用するうえで必要な事項を検討するものである。

茨城県には、内水面に位置する地方港湾等があるが、小型船舶等によりこれらを活用した災害支援を検討するにあたっては、同県沿岸域に面している地方港湾等とは立地上の特性が異なっている点に注意しなければならない。まず、沿岸域において船舶が航行する場合、気象条件、海象条件などの自然条件に注意を払う必要があるが、内水面で船舶が航行する場合は、沿岸域とは異なる制約があることに注意しなければならない。また、津波等の災害で沿岸域が被災した場合、津波等の影響を受けていない内水面に位置する地方港湾等を活用して災害支援を行うことが考えられるほか、その他の災害で内陸部が被災した場合、沿岸域の重要港湾や地方港湾等を拠点に内水面に位置する地方港湾等を活用して同様の対応することが考えられる。

これらの事情から、内水面に位置する地方港湾等を活用した災害支援の検討に際しては、内水面ゆえの特有の情報を整理しておく必要があり、整理すべき項目の設定にあたっては、小型船舶等による地方港湾等を活用した災害支援に関する知見に加え、内水面に面した地方港湾等の特性に関する知見も必要となってくる。

上記理由により、地方港湾等の運営形態、災害支援の形態、茨城県内の港湾等の地域特性、海象条件、小型船舶等に関する知見に加え、内水面に位置する地方港湾等に関する知見を有する者から、「小型船舶及び港湾業務艇等による内水面に位置する地方港湾等を活用した支援に必要な情報を整理する際の着眼点」に関して広く技術提案を求めたところである。この求めに対し、一般社団法人日本マリーナ・ビーチ協会から提出された技術提案が優れていたほか、配置予定管理技術者の経験・能力や業務実施方針等も優れていたことから、本業務を円滑かつ適切に実施できるものと判断し、契約先に特定したところである。

以上のことから、会計法第29条の3第4項に基づき、一般社団法人日本マリーナ・ビーチ協会と随意契約するものである。

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びに その所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別 (総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	備考
令和7年度 関東地方整備局車両管理業務 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 森 信哉 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R7.4.1	(株)セノン 神奈川支社 神奈川県横浜市中区桜木町1-1-8	3011101023258	一般競争入札 (総合評価)	(基本月額) 5,490,399	(基本月額) 4,004,000	72.92%	単価契約 予定調達総額 48,048,000
令和7年度 港湾情報処理システム運用管理業務 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 森 信哉 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R7.4.1	groxi(株) 東京都千代田区神田駿河台4-6	7010001123651	一般競争入札	43,440,790	39,193,000	90.22%	
令和7年度 みなとカメラ制御ソフトウェアライセンス更新 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 森 信哉 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R7.4.1	(特非)港湾保安対策機構 東京都港区愛宕1-3-4	5010405005522	一般競争入札	3,003,000	3,003,000	100.00%	
令和7年度 首都圏臨海防災センター警備等業務 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 森 信哉 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R7.4.1	(株)デービーケイ 東京都豊島区西池袋3-30-4	2013301007719	一般競争入札	15,053,627	9,915,400	65.86%	
令和7年度 東京国際空港保安警備業務 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 森 信哉 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R7.4.1	首都圏ビルサービス協同組合 東京都港区赤坂1-1-16	1010405002003	一般競争入札	1,432,295,562	1,430,000,000	99.83%	
令和7年度 特定離島港湾事務所用船 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 森 信哉 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R7.4.1	(株)新日本海洋社 神奈川県横浜市区みなとみらい3-6-1	8020001028106	一般競争入札	92,819,087	80,883,935	87.14%	
令和7年度 東京湾中央航路航路調査船運航 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 森 信哉 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R7.4.1	(株)ポルテック 東京都中央区京橋1-5-8	5010401047320	一般競争入札	(供用1日当り) 406,786	(供用1日当り) 406,450	99.91%	単価契約 予定調達総額 217,463,700
令和7年度 東京港湾業務艇「江戸」補機 関購入 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 森 信哉 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R7.4.11	(有)根本造船所 神奈川県川崎市川崎区小島町9-1	2020002098541	一般競争入札	7,997,000	7,238,000	90.50%	
令和7年度 鹿島港湾業務艇「かしまII」点検整備業務 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 森 信哉 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R7.4.11	小名浜造船(株) 福島県いわき市小名浜下神白字網取177	8380001014219	一般競争入札	8,932,000	7,920,000	88.66%	
令和7年度 コピー用紙購入 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 森 信哉 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R7.4.15	拓ラボ 千葉県柏市松葉町7-33-9	-	一般競争入札	4,877,664	4,146,549	85.01%	単価契約

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びに その所属する部局の名称及 び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指 名競争入札の別 (総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	備考
令和7年度 カラーインデックス他購入 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 森 信哉 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R7.4.15	(株)マルハチ 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央4 -2-14	4020001018845	一般競争入札	5,982,882	5,617,502	93.89%	単価契約
令和7年5月 該当なし									
令和7年度 東京湾中央航路航路調査船「う らなみ」点検整備業務 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 森 信哉 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R7.6.4	(有)根本造船所 神奈川県川崎市川崎区小島町9- 1	2020002098541	一般競争入札	11,682,000	6,710,000	57.43%	
令和7年度 千葉港浮桟橋点検整備業務 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 森 信哉 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R7.6.17	小湊造船(株) 千葉県袖ヶ浦市南袖9	7040001074272	一般競争入札	13,673,000	10,890,000	79.64%	
令和7年度 京浜港湾業務艇「たかしまII」 中間検査整備業務 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 森 信哉 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R7.6.27	(有)根本造船所 神奈川県川崎市川崎区小島町9- 1	2020002098541	一般競争入札	14,157,000	12,100,000	85.47%	
令和7年度 東京湾中央航路海象観測装置 更新及び定期点検・保守業務 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 森 信哉 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R7.7.25	(株)ソニック 東京都西多摩郡瑞穂町箱根ヶ崎東 松原10-22	4013101001861	一般競争入札	27,379,000	26,290,000	96.02%	
令和7年度 港湾情報処理システムネット ワーク機器更新 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 森 信哉 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R7.8.26	FXC(株) 東京都台東区浅草橋3-20-15	4010501029351	一般競争入札	18,538,410	10,765,436	58.07%	
令和7年度 千葉港湾業務艇「あいりすII」 点検整備業務 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 森 信哉 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R7.8.29	(有)根本造船所 神奈川県川崎市川崎区小島町9- 1	2020002098541	一般競争入札	9,977,000	6,374,500	63.89%	
令和7年度 京浜港湾事務所他普通貨物自 動車交換購入 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 森 信哉 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R7.9.2	東日本三菱自動車販売(株) 東京都目黒区鷹番1-4-7	2013201006713	一般競争入札 (総合評価)	10,893,933	10,233,551	93.93%	
令和7年度 川崎港みなとカメラ設置(その2) 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 森 信哉 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R7.9.5	NECネットエスアイ(株) 東京都港区芝浦3-9-14	6010001135680	一般競争入札	89,188,000	89,100,000	99.90%	

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びに その所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別 (総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	備考
令和7年度 東京港みなとカメラ設置 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 森 信哉 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R7.9.5	電気興業(株) 東京都千代田区丸の内3-3-1	4010001008723	一般競争入札	82,830,000	77,550,000	93.62%	
令和7年度 東京湾中央航路清掃兼油回収 船「べいくりん」点検整備業務 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 森 信哉 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R7.9.9	小湊造船(株) 千葉県袖ヶ浦市南袖9	7040001074272	一般競争入札	40,106,000	35,200,000	87.76%	
令和7年度 茨城港湾業務艇「ひたちII」点 検整備業務 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 森 信哉 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R7.9.9	小名浜造船(株) 福島県いわき市小名浜下神白字綱 取177	8380001014219	一般競争入札	9,845,000	8,800,000	89.38%	
令和7年度 ハンドタオル他購入 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 森 信哉 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R7.9.12	(株) マルハチ 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央4 -2-14	4020001018845	一般競争入札	2,895,211	2,807,354	96.96%	
令和7年度 特定離島港湾事務所用船(その 2) 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 森 信哉 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R7.9.12	(株) 新日本海洋社 神奈川県横浜市区西みなとみらい 3-6-1	8020001028106	一般競争入札	124,876,614	109,833,900	87.95%	
令和7年度 パーソナルコンピュータ賃貸借 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 森 信哉 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R7.9.19	昭和リース(株) 東京都中央区日本橋室町2-4- 3	9010001142187	一般競争入札	80,772,322	40,159,152	49.71%	
令和7年度 東京港港湾業務艇「江戸」点検 整備業務 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 森 信哉 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R7.9.26	(有)新倉造船所 神奈川県横須賀市佐島1-18-3 0	3021002066017	一般競争入札	9,581,000	7,128,000	74.39%	
令和7年度 川崎港東扇島地区基幹的広域 防災拠点訓練運営支援業務 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 森 信哉 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R7.9.30	(株) キープ 神奈川県藤沢市辻堂太平台2-9 -2	4021001000529	一般競争入札	9,119,000	4,180,000	45.83%	
令和7年度 東京空港整備事務所灯標等購 入 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 森 信哉 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R7.10.10	(株) ゼニライトバイ 東京営業所 東京都中央区京橋3-7-1	6120901019682	一般競争入札	88,719,180	85,250,000	96.08%	
令和7年度 東京国際空港監督船用船(その 2) 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 森 信哉 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R7.10.15	(株) iWAO 神奈川県横浜市中区山下町161 -1	6020001101624	一般競争入札	(供用1日当り) 138,293	(供用1日当り) 121,000	87.49%	単価契約 予定調達総額 15,021,600

公共調達に適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びに その所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別 (総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	備考
令和7年度 専用通信網機器更新 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 森 信哉 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R7.10.17	扶桑電通(株) 東京都中央区築地5-4-18	6010001055706	一般競争入札	26,576,000	22,000,000	82.78%	
令和7年度 東京湾中央航路航路調査船「べいさーち」定期検査整備業務 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 森 信哉 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R7.10.21	(有)根本造船所 神奈川県川崎市川崎区小島町9-1	2020002098541	一般競争入札	19,899,000	15,290,000	76.83%	
令和7年度 首都圏臨海防災センター庁舎 照明改修 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 森 信哉 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R7.10.28	(株) NOW 東京都豊島区東池袋1-36-7	4013301033754	一般競争入札	14,234,000	4,895,000	34.38%	

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員数	備考
令和7年度 CONPAS保守・運用業務 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 森 信哉 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R7.4.1	(株)三井E&S 東京都中央区築地5-6-4	9010001034946	会計法第29条の3第4項 理由は別紙4-1のとおり	32,670,000	32,230,000	98.65%		
令和7年度 京浜港における港湾荷役機械の脱炭素化実証業務 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 森 信哉 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R7.4.25	(株)宇徳 東京都品川区八潮2-3-10	1020001025489	会計法第29条の3第4項 理由は別紙4-2のとおり	287,628,000	287,628,000	100.00%		
後納郵便料 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 森 信哉 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R7.4.1	日本郵便(株) 横浜港郵便局 神奈川県横浜市中区日本大通5-3	1010001112577	会計法第29条の3第4項 郵便に関する料金(信書に係るものであつて料金を後納するもの。)	内国郵便約款による	内国郵便約款による	-		単価契約 予定調達総額 3,409,695
官報公告等掲載料 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 森 信哉 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R7.4.1	独立行政法人国立印刷局 東京都港区虎ノ門2-2-3	6010405003434	会計法第29条の3第4項 官報、法律案、予算書又は決算書の印刷等	①公告料金 847 ②落札公示等 1,694	①公告料金 847 ②落札公示等 1,694	100.00%		単価契約 予定調達総額 8,350,573
令和7年度 京浜港における海上コンテナ輸送の効率化・高度化に係る検討委託 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 森 信哉 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R7.5.30	横浜川崎国際港湾(株) 横浜市西区みなとみらい2-3-1	5020001114429	会計法第29条の3第4項 理由は別紙4-3のとおり	59,833,000	59,829,000	99.99%		
令和7年6月 該当なし										
令和7年7月 該当なし										
令和7年8月 該当なし										
令和7年9月 該当なし										
令和7年度 川崎港東扇島地区基幹的広域防災拠点緊急物資荷さばき等訓練業務 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 森 信哉 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R7.10.7	川崎港運協会 神奈川県川崎市川崎区東扇島38-1	-	会計法第29条の3第4項 理由は別紙4-4のとおり	2,486,000	1,727,000	69.46%		
令和7年度 川崎港東扇島地区基幹的広域防災拠点応急復旧及び緊急物資海上輸送等訓練業務 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 森 信哉 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R7.10.9	東洋建設(株) 横浜支店 神奈川県横浜市中区山下町25-15	1010001000006	会計法第29条の3第4項 理由は別紙4-5のとおり	19,569,000	19,470,000	99.49%		

令和 7 年度

随 意 契 約 理 由 書

件名：CONPAS保守・運用業務

本業務は、下記の理由により、株式会社三井E&Sと随意契約する。

記

関東地方整備局では、情報通信技術を活用したコンテナターミナルゲートにおけるコンテナ搬出入手続の効率化を図るため、平成 29 年度「ICTを活用したコンテナ輸送効率化実証業務」、平成 30 年度「CONPAS改修及びコンテナ輸送効率化実証業務」、平成 31 年度「情報通信技術等を活用したコンテナ輸送効率化検討業務（その 2）」、令和 2 年度「情報通信技術等を活用したコンテナ輸送効率化検討業務」、令和 3 年度「情報通信技術等を活用したコンテナ輸送効率化検討業務」、令和 4 年度「情報通信技術等を活用したコンテナ輸送効率化検討業務」、令和 5 年度「情報通信技術等を活用したコンテナ輸送効率化にかかるとシステム改修・運用業務」、令和 6 年度「情報通信技術等を活用したコンテナ輸送効率化にかかるとシステム改修・運用業務」において、CONPASを設計・構築し、平成 30 年度「CONPAS保守・運用業務」、平成 31 年度「CONPAS保守・運用業務」、令和 2 年度「CONPAS保守・運用業務」、令和 3 年度「CONPAS保守・運用業務」、令和 4 年度「CONPAS保守・運用業務」、令和 5 年度「CONPAS保守・運用業務」、令和 6 年度「CONPAS保守・運用業務」において、CONPASを保守・運営し、横浜港南本牧地区で試験運用及び本格運用、横浜港本牧地区及び東京港で試験運用を実施してきたところである。これらCONPASの試験運用及び本格運用の結果、コンテナ搬出入手続において時間短縮効果などの有効性が確認されている。

CONPASは、令和 3 年 4 月 1 日から南本牧地区において本格運用を開始し、システムの継続的な活用による信頼性や有効性の確認、システム活用効果の検証に必要な実測データの蓄積や他港への展開を目的に、継続して本牧地区等で試験運用を実施する計画である。本格運用及び試験運用を実施するためには、CONPASの保守・運用を行う必要があり、本業務の契約先は、以下の要件を満たす高い技術力を有している必要がある。

【必要となる技術力】

- ①海上コンテナ物流の予約システムを適切に保守するために必要な技術的知見を有していること。
- ②海上コンテナ物流の予約システムを円滑に運用するために必要な技術的知見を有していること。
- ③CONPASの運用場所である東京港・横浜港コンテナターミナルにおける港湾物流に精通していること。

株式会社三井E&Sは、平成 29 年度「ICTを活用したコンテナ輸送効率化実証業務」、平成 30 年度「CONPAS改修及びコンテナ輸送効率化実証業務」、平成 31 年度「情報通信技術等を活用したコンテナ輸送効率化検討業務（その 2）」、令和 2 年度「情報通信技術等を活用したコンテナ輸送効率化検討業務」、令和 3 年度「情報通信技術等を活用したコンテナ輸送効率化検討業務」、令和 4

年度「情報通信技術等を活用したコンテナ輸送効率化検討業務」、令和5年度「情報通信技術等を活用したコンテナ輸送効率化にかかるシステム改修・運用業務」、令和6年度「情報通信技術等を活用したコンテナ輸送効率化にかかるシステム改修・運用業務」、平成30年度「CONPAS保守・運用業務」、平成31年度「CONPAS保守・運用業務」、令和2年度「CONPAS保守・運用業務」、令和3年度「CONPAS保守・運用業務」、令和4年度「CONPAS保守・運用業務」、令和5年度「CONPAS保守・運用業務」、令和6年度「CONPAS保守・運用業務」において、CONPASを設計・構築・保守・運用した者であり、CONPASを適切に保守、及び円滑に運用するために必要な技術的な知見を有しているとともに、コンテナターミナルにおける港湾物流に精通していることから、上記①～③の要件をすべて満たす者であり、本業務を円滑に、かつ適切に実施できる唯一の者であると判断される。

また、本業務の参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示の結果、参加意思確認書を提出する者がいなかった。

以上のことから、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、株式会社三井E&Sと随意契約を行うものである。

随 意 契 約 理 由 書

件名：京浜港における港湾荷役機械の脱炭素化実証業務

本業務は、下記の理由により、株式会社宇徳と随意契約する。

記

本業務は、コンテナターミナルへの燃料電池電源ユニットを搭載した RTG（以下、「FC-RTG」という。）の導入に向けて FC-RTG の試験運用を行うものであり、試験運用を通じて、安全性、操作性、運用性、運動性能等の検証を行うためのデータ取得を行う必要がある。

【必要となる設備・システム】

- ① FC 換装が可能な RTG を所有していること。
- ② 京浜港のコンテナターミナルにおいて、FC-RTG による給水素及びコンテナ荷役が可能な実証場所を提供できること。
- ③ 関東地方整備局が寄託する燃料電池電源ユニットを FC 換装が可能な RTG に搭載し、試運転調整が完了した実証機を提供できること。

株式会社宇徳は、FC 換装型 RTG を所有し、横浜港南本牧ふ頭 MC-2 の元請港運事業者として給水素及びコンテナ荷役のための実証場所の提供が可能であるとともに、現在「令和 5 年度 京浜港における港湾荷役機械の脱炭素化実証業務」において FC 換装した RTG を用いた試運転調整等の業務を遂行しているところである。以上より、上記①～③の要件をすべて満たす者であり、本業務を円滑に、かつ適切に実施できる唯一の者であると考えられる。

また、本業務の参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示の結果、参加意思確認書を提出する者がいなかった。

以上のことから、会計法第 29 条の 3 第 4 項の規定に基づき、株式会社宇徳と随意契約を行うものである。

令和 7 年度

随 意 契 約 理 由 書

件名：令和 7 年度 京浜港における海上コンテナ輸送の効率化・高度化に係る検討委託

本件は、下記の理由により、横浜川崎国際港湾株式会社と随意契約する。

記

本業務は、国際戦略港湾施策の取組である、「集貨」、「創貨」、「競争力強化」の観点から、京浜港における海上コンテナ輸送の効率化・高度化を図ることを目的として、モーダルシフト需要を見据えた効率的かつ円滑な輸送について、鉄道、コンテナバージ等の活用促進方策とともに、生産性向上と労働環境の改善に資するガントリークレーンの遠隔化に関する検討を行うものである。

また、コンテナターミナルにおける情報セキュリティ対策として、インシデント発生時における対処方針等について検討及び訓練を行うものである。

本業務の検討項目は、国土交通省港湾局が設置した「新しい国際コンテナ戦略港湾政策の進め方検討委員会」において、個別施策と位置づけられているものであり、国際コンテナ戦略港湾政策について、総合的且つ行政的な知見を有している者が実施する必要がある。

横浜川崎国際港湾株式会社は、国際コンテナ戦略港湾政策を推進すべく、2016 年 3 月に港湾法第 43 条の 11 に基づき国土交通大臣の指定を受けた、京浜港における唯一の港湾運営会社である。当該法人は「新しい国際コンテナ戦略港湾政策の進め方検討委員会」に委員として参加しており、世界最大級のコンテナ船に対応可能な南本牧ふ頭をはじめ、横浜港、川崎港のコンテナターミナルの整備運営を通し、我が国港湾の国際競争力強化に取り組むとともに、外航定期航路事業者、貨物利用運送事業者等へのインセンティブ支援を行っており、効果的な集貨や創貨のあり方を戦略的に検討しうる経験や知見を有している。さらに、ポートセールスやセミナー等を実施することにより、海上コンテナ輸送に係る外航・内航船社や荷主企業、港湾管理者といった多様な主体の意見や要望を集約しており、幅広い知見及び分析能力に加え、総合的な調整を行う能力を有している。

また、当該法人は、「新しい国際コンテナ戦略港湾政策の進め方検討委員会」の最終とりまとめを受け、京浜港における埠頭群の運営計画の変更を行い、港湾法第 43 条の 13 第 1 項の規定に基づく国土交通大臣の認可を受けており、国際コンテナ戦略港湾政策を推進する実施主体である。

以上より、当該法人が本業務を円滑かつ合理的に実施できる唯一の者と考えられることから、会計法第 29 条の 3 第 4 項に基づき、横浜川崎国際港湾株式会社に委託するものである。

以上

令和 7 年度

随 意 契 約 理 由 書

件名：令和 7 年度 川崎港東扇島地区基幹的広域防災拠点緊急物資
荷さばき等訓練業務

本業務は、下記の理由により川崎港運協会会長 西 修一と随意契約する。

記

東京湾臨海部の基幹的広域防災拠点（東扇島地区）（以下「防災拠点」という。）は、首都直下地震等の広域的な大規模災害発災時において、海上輸送を主とした緊急物資の輸送拠点として機能することが必要であるが、指定港湾において船舶により運送される貨物の荷役等は、国土交通大臣の許可を受けた港湾運送事業者が行わなければならない旨、港湾運送事業法（昭和 26 年 5 月 29 日法律第 161 号）において規定されている。

このため、当局としては、災害時における荷役・運送等について円滑な運営を図ることを目的とし、川崎港において国土交通大臣の港湾運送事業の許可を受けた事業者から構成されている川崎港運協会との間で「災害時における荷役・運送等に関する協定」（平成 23 年 7 月 27 日）（以下「協定書」という。）を締結しているところである。

本業務は、防災拠点における緊急物資荷さばき等（緊急物資の搬出入、防災拠点内に設置されたテント内での荷さばき、台船への荷役等）にかかる訓練を実施するものであるが、以下の点から、川崎港運協会でなければ本業務の目的を達成することができない。

- 川崎港は、指定港湾であり、船舶により運送される貨物の荷役等は、国土交通大臣の許可を受けた港湾運送事業者が行う必要があること。
- 協定書第 2 条の規定により、災害時において、当局は緊急物資にかかる荷役等を川崎港運協会に要請することができること。
- 協定書第 11 条の規定により、川崎港運協会は当局が実施する訓練に必要な協力を行うものとしていること。

よって、会計法第 29 条の 3 第 4 項に基づき、川崎港運協会会長 西 修一と随意契約するものである。

令和7年度

随意契約理由書

件名：令和7年度 川崎港東扇島地区基幹的広域防災拠点応急復旧及び緊急物資
海上輸送等訓練業務

本業務は、下記の理由により東洋建設株式会社 横浜支店と随意契約する。

記

東京湾臨海部の基幹的広域防災拠点（東扇島地区）（以下「防災拠点」という。）は、首都直下地震等の広域的な大規模災害発災時には、海上輸送を主とした緊急物資の輸送拠点として機能することが必要であり、防災拠点が被災した場合においても、早期に応急復旧を行い、円滑な緊急物資輸送が行える体制を構築する必要がある。

また、当局は、災害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とし、港湾土木工事に精通した企業を会員として設立された一般社団法人日本埋立浚渫協会関東支部（以下「乙」という。）及び関東地区の港湾空港建設業者が加入する関東港湾空港建設協会連合会（以下「丙」という。）との間で「災害時の応急対策業務に関する協定書」（平成28年3月23日）（以下「協定書」という）を締結しているところである。

本業務は、大規模災害発生時における防災拠点での応急復旧及び緊急物資輸送訓練を行うことにより、防災拠点における防災対応能力を向上させるとともに改善点、課題の抽出等を行い、適切な応急復旧等の実施体制の確立を図ることを目的とするものであるが、以下の点から、東洋建設株式会社 横浜支店を契約の相手方とするものである。

- 協定書第3条の規定により、当局は、災害が発生し必要と認める場合は乙又は丙に協力要請を行うことができるとされていること。
- 協定書第8条の規定により、当局、乙及び丙並びにその会員は、相互の協力体制の充実・強化を図るために必要に応じ防災訓練を実施するものとされており、乙及び丙から、本年度の訓練にかかる対応代表会社は東洋建設株式会社 横浜支店である旨の回答を受けていること。

よって、同社でなければ本業務の目的を達成することができないことから、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、東洋建設株式会社 横浜支店と随意契約するものである。